

監査基準委員会報告書第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」の一部改正について

平成21年4月21日

日本公認会計士協会

監査基準委員会報告書第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」を次のように改正する。

新	旧
<p>監査基準委員会報告書第25号</p> <p style="text-align: center;">監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">平成16年2月17日 改正 平成21年4月21日 日本公認会計士協会</p> <p>(第1項から第4項まで略)</p> <p>5. 取締役会は、<u>会社法等</u>の法令の規定に基づき、会社の業務を決定し、取締役又は執行役の職務の執行を監督する権限と責任を有している。しかし、監査人が行うコミュニケーションは、専ら経営者に対するモニタリングの機能を担う監査役等を対象とする。 なお、監査役等が誠実に対応しない場合で、監査役等以外の機関等が実質的に経営者に対するモニタリングの機能を有するときは、監査人は必要に応じて、これらの機関等をコミュニケーションの対象者に含めることを検討する。</p> <p>7. コミュニケーションの範囲は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査において、監査人が判断した事項及び発見した事項のうち監査役等の職務遂行に関連して重要と判断する事項である。これらの事項は、<u>会社法等</u>の規定により要求される事項に限らない。なお、監査人は、コミュニケーションを行うに当たり、これらの事項のために特に監査手続を追加して実施する必要はない。</p> <p>8. 監査人が監査役等とのコミュニケーションの対象とする事項には、例えば次の事項がある。監査人は、必ずしも次の事項すべてについて対象とする必要はなく、監査役等の職務遂行に関連して重要と監査人が判断した事項についてコミュニケーションを行う。</p> <p>(1) 監査契約締結前に経営者と協議した重要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査契約締結前に経営者と協議した重要な会計方針及び監査の範囲</li> </ul> <p>(2) 監査人の監査計画に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人が考慮すべき企業の事業内容及び企業内外の経営環境等に関する事項</li> <li>・ 監査の基本的な方針、予定している主な監査手続や往査事業所等</li> </ul> <p>(3) 内部統制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統制環境に関連する重要な問題（経営者の誠実性に関連する問題を含む。）</li> <li>・ 監査人が発見した内部統制の重大な欠陥</li> <li>・ 内部統制に関する経営者による評価、その範囲及び頻度</li> </ul> <p>(4) 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(5) 財務諸表に重要な影響を与える会計上の見積りに関する事項</p> <p>(6) 重要な偶発事象及び後発事象に関する事項</p> <p>(7) 不正、誤謬又は違法行為に関する事項</p>	<p>監査基準委員会報告書第25号</p> <p style="text-align: center;">監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション</p> <p style="text-align: right;">平成16年2月17日 日本公認会計士協会</p> <p>(第1項から第4項まで略)</p> <p>5. 取締役会は、<u>商法等</u>の法令の規定に基づき、会社の業務を決定し、取締役又は執行役の職務の執行を監督する権限と責任を有している。しかし、監査人が行うコミュニケーションは、専ら経営者に対するモニタリングの機能を担う監査役等を対象とする。 なお、監査役等が誠実に対応しない場合で、監査役等以外の機関等が実質的に経営者に対するモニタリングの機能を有するときは、監査人は必要に応じて、これらの機関等をコミュニケーションの対象者に含めることを検討する。</p> <p>7. コミュニケーションの範囲は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査において、監査人が判断した事項及び発見した事項のうち監査役等の職務遂行に関連して重要と判断する事項である。これらの事項は、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等</u>の規定により要求される事項に限らない。なお、監査人は、コミュニケーションを行うに当たり、これらの事項のために特に監査手続を追加して実施する必要はない。</p> <p>8. 監査人が監査役等とのコミュニケーションの対象とする事項には、例えば次の事項がある。監査人は、必ずしも次の事項すべてについて対象とする必要はなく、監査役等の職務遂行に関連して重要と監査人が判断した事項についてコミュニケーションを行う。</p> <p>(1) 監査契約締結前に経営者と協議した重要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査契約締結前に経営者と協議した重要な会計方針及び監査の範囲</li> </ul> <p>(2) 監査人の監査計画に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人が考慮すべき企業の事業内容及び企業内外の経営環境等に関する事項</li> <li>・ 監査の基本的な方針、予定している主な監査手続や往査事業所等</li> </ul> <p>(3) 内部統制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統制環境に関連する重要な問題（経営者の誠実性に関連する問題を含む。）</li> <li>・ 監査人が発見した内部統制の重大な欠陥</li> <li>・ 内部統制に関する経営者による評価、その範囲及び頻度</li> </ul> <p>(4) 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(5) 財務諸表に重要な影響を与える会計上の見積りに関する事項</p> <p>(6) 重要な偶発事象及び後発事象に関する事項</p> <p>(7) 不正、誤謬又は違法行為に関する事項</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人が発見した取締役・執行役の職務遂行に関する不正な行為及び違法行為</li> <li>・ 監査人が発見した重要な虚偽の表示をもたらす不正又はその兆候（重要な虚偽の表示をもたらす違法行為を含む。）</li> <li>・ 経営者が個別にも集計しても重要でないと判断した未訂正の虚偽の表示</li> <li>・ 監査役等が職務遂行上発見した不正、誤謬若しくは違法行為又はそれらの兆候</li> </ul> <p>(8) 継続企業の前提に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無</li> <li>・ 継続企業の前提に関する経営者の評価</li> <li>・ 継続企業の前提に関する監査人の判断</li> </ul> <p>(9) 財務諸表又は監査報告書に重要な影響を及ぼす事項で、経営者と合意に至っていない事項</p> <p>(10) 監査報告書における除外事項又は追記情報に関する事項</p> <p>(以降略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査人が発見した取締役・執行役の職務遂行に関する不正な行為及び違法行為</li> <li>・ 監査人が発見した重要な虚偽の表示をもたらす不正又はその兆候（重要な虚偽の表示をもたらす違法行為を含む。）</li> <li>・ 経営者が個別にも集計しても重要でないと判断した未訂正の虚偽の表示</li> <li>・ 監査役等が職務遂行上発見した不正、誤謬若しくは違法行為又はそれらの兆候</li> </ul> <p>(8) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の有無</li> <li>・ 継続企業の前提に関する経営者の評価</li> <li>・ 継続企業の前提に関する監査人の判断</li> </ul> <p>(9) 財務諸表又は監査報告書に重要な影響を及ぼす事項で、経営者と合意に至っていない事項</p> <p>(10) 監査報告書における除外事項又は追記情報に関する事項</p> <p>(以降略)</p>

発効及び適用

「監査基準委員会報告書第25号「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」の一部改正について」（平成21年4月21日）は、平成21年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

以 上